

随意契約理由書

神戸市

件名	令和4年度 西神・山手線鉄道車両用集電装置部品購入
契約業者名	東洋電機製造株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 <p>本件にて購入する部品は、現在、西神・山手線の高速鉄道車両(6000形)に搭載されている集電装置(パンタグラフ)のものである。</p> <p>集電装置は、地上側に設置された電車線より、電気を車両に取り入れるための装置であり、車両の安定した電気の供給を受けるためには、走行中常に変化する車両と電車線の相対的な位置関係に対し、集電装置は滑らかに追従する必要がある。</p> <p>これらの機能を維持するために、車両の重要部検査・全般検査において、分解整備を実施するが、その際に可動部の摩耗部品、経年劣化部品等の交換が必要不可欠である。</p> <p>これらの予備品・部品は、車両の屋根上で日光や風雨にさらされる厳しい環境において、長期に渡り安定した性能を維持する必要性があり、そのため、高い信頼性が必要である。</p> <p>また、使用を継続する集電装置部品に組み込むためには、厳密な互換性が必要となる。</p> <p>これらの条件を満たす部品を供給できるのは、当局車両の集電装置を設計・製作した東洋電機製造株式会社のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約をおこなう。</p>	
担当部署 (問い合わせ先)	交通局高速鉄道部地下鉄車両課 (電話:078-791-6582)